

平成30年第12回筑紫野市農業委員会総会  
議事録

平成30年12月7日 午後4時1分  
筑紫野市役所第5会議室

1 開会日時及び場所 平成30年12月7日 午後4時1分  
筑紫野市役所（第5会議室）

2 閉会日時 平成30年12月1日 午後4時36分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

井上ユキエ、野田勇男、藤井利春、熊野修治、市川一、砥綿和廣、  
井上裕一、岡部隆充、平嶋光雄、高村勲、原野忠俊

農地利用最適化推進委員

渡辺忠、野美山義照、井上瞳、日永田美月、八尋一男、八尋雄二、  
平山正美、柴田祥弘、岡島勝實、平山隆好

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

神崎光成

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 中村昭治

事務局農地担当係長 古田浩明

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主事 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第34号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第35号 農地を改良する届出について

報告第36号 農地法施行規則の規定による届出について

報告第37号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

報告第38号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について

議案第30号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第31号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

議案第32号 非農地証明願いについて

農政

議案第16号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

議案第17号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

○原野議長：時間になったようでございますので、会議を進めさせていただきます。後に忘年会等控えておりますし、取り急ぎの要件もあるようですので、できるだけ早く、5時には終わりたいと思っております。御協力よろしくお願ひいたします。

では、ただいまから始めたいと思います。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから、平成30年第12回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まずは、議事録署名人の指名を行います。署名委員には、1番の井上委員さん、それから8番の岡部委員さん、よろしくお願ひいたします。

それでは、既に配付しております資料に基づきまして、本日の議事を進めさせていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第34号、議案書のとおり、農地の権利移動届出が4件ございます。事務局の説明をお願ひいたします。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

1番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□ほか9筆、田1万5,055平米、畑1,035平米、合計1万6,090平米。届出の事由、相続。あっせんの希望はありません。

2番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□ほか2筆、田2,188平米、合計2,188平米。届出の事由、相続。あっせんの希望はありません。

3番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□ほか3筆、田1,489平米、畑465平米、合計1,954平米。届出の事由、相続。あっせんの希望はありません。

4番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□ほか2筆、田2,341平米、合計2,341平米。届出の事由、相続。あっせんの希望はありません。

3番と4番につきましては、□□となっておりまして、この農地だけが共有となっております。よって、3番のほか3筆については□□さんの単独名義、4番のほか2筆については□□さんの単独名義となっております。

以上です。

○議長：本件について、質疑等ございましたら御発言願ひします。

(なし)

○議長：ないようでございますので、本件の報告を終わります。

次に進ませてもらいます。

農地を改良する届出に関する件を報告いたします。

報告第35号、議案書のとおり、届出が1件ございます。事務局の説明をお願ひいたします。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

1番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、田476平米。造成計画、盛土・整地。造成高、0.98メートル。法面処理、土羽。工事期間、平成30年10月14日から平成30年11月15日まで。届出理由、耕作利便のため（田を畑に用途変更）。水利承諾書添付。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について、質疑等ございましたら御発言願います。

はい、どうぞ。

○推進委員：これは、工事期間が終わってしまっているから、事後承諾ですよ。いいも悪いも、もう終わってしまっているわけでしょう。

○事務局：これは届出で大丈夫な分でございますので。

○推進委員：そうですか。わかりました。

○議長：よろしいですか。

(なし)

○議長：次に進ませてもらいます。以上で、本件についての報告を終わります。

農地法第5条第1項の規定に基づく同法施行規則第53条第15号の規定による届出に関する件を報告いたします。

報告第36号、議案書のとおり、届出が1件ございます。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

1番、届出者、福岡市□□、□□取締役支店長□□。相手方、筑紫野市□□、□□ほか1名。届出地の表示、□□ほか1筆、田1,281平米のうち1,005平米、畑660平米のうち340平米、合計1,947平米のうち1,345平米。契約内容、賃貸借。届出の理由、適用条項第53条第15号、JR筑豊本線災害復旧に伴う工事車両の進入路として使用するため。

こちらの施行規則につきましては、農地の許可不要の分が規定されております。農業用の倉庫や携帯電話の鉄塔用地の届出が多いんですけれども、今回は、JR筑豊本線の復旧ということでの許可不要の届出となっております。指定地方公共機関が行う復旧のために利用する農地につきましては許可不要であり、指定地方公共機関にはJR九州も該当するとなっております。

以上でございます。

○議長：本件について、何か質疑等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

次に進ませてもらいます。

農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第37号、議案書のとおり、農地の転用届出が1件ございます。事務局の説明をお願いいた

します。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

1 番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、田45平米、合計45平米。転用目的、駐車場。構造規模、コンクリート舗装。工事期間、施工済み。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年10月30日。

以上です。

○議長：本件について、質疑等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、本件に関する報告をこれで終わります。

次に進ませてもらいます。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第38号、議案書のとおり、農地の転用届出が5件ございます。事務局の説明をお願いします。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

1 番、譲受人、福岡市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□ほか1筆、田230平米、合計230平米。転用目的、自己住宅。契約内容、使用貸借。構造規模、木造2階建。工事期間、平成30年12月10日から平成31年3月30日まで。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年10月29日。

2 番、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、大分市□□、□□、代表取締役□□。届出地の表示、□□ほか1筆、畑171平米、仮換地地積131平米、合計171平米。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造合金メッキ鋼板ぶき2階。工事期間、施工済み。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年11月7日。

3 番、譲受人、福岡市□□、□□代表取締役□□。譲渡人、神奈川県藤沢市□□、□□ほか1名。届出地の表示、□□ほか4筆、田619平米、畑1,540平米、合計2,159平米。転用目的、有料老人ホーム。契約内容、売買。構造規模、鉄骨造平家建。工事期間、平成31年1月20日から平成31年10月30日まで。開発許可の要否、県開発許可該当。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年11月21日。

4 番、譲受人、大分市□□、□□代表取締役□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、畑1,250平米、仮換地地積833平米、合計1,250平米。転用目的、建売住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建(6棟)。工事期間、平成31年2月10日から平成31年5月10日まで。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年11月21日。

5 番、譲受人、東京都西東京市□□、□□代表取締役□□。譲渡人、山口県周南市□□、□□。

届出地の表示、□□、田265平米、合計265平米。転用目的、建売住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建。工事期間、平成31年1月15日から平成31年3月15日まで。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年11月22日。

以上です。

○議長：ありがとうございます。今、5件の報告がありましたが、本件について質疑のある方は御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、本件に関する報告を終わります。

次に進ませてもらいます。議案に入ります。

議案第30号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。まず、1番について、地区担当委員の□□委員、よろしく願います。

○委員：説明いたします。

1番、譲受人、筑紫野市□□、□□。所有農地1万1,351平米。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□、田52平米。申請理由、相手方要望。契約内容、贈与でございます。

□□委員さんと所有者と一緒に現地を確認いたしました。8ページがその位置図であります。

この土地は、□□線が開通したときの残地であります。右の黒く塗ってあるところが申請地で、この面積が52平米のため、その隣接地の所有者である□□さんに贈与したいとのこととございました。□□氏は、境界にあるあぜを壊して、一体的な農地として利用していきたいと。そのような話でございます。

以上でございます。

○議長：2番も、委員、できたら説明して。後で事務局に説明させるから。

○委員：では、2番に参ります。

譲受人、筑紫野市□□、□□。所有農地5,900平米。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□、畑56平米。申請理由、相手方要望。契約内容、売買でございます。

10ページが位置図で、これは□□でございますが、申請地ということで黒く塗ってあります。そして、11ページを見ていただきますと、□□の横に黒く塗ってある部分があって、これが56平米でございます。現地は□□さんの畑ですが、そこの先に□□氏が畑を持っておりまして、実際には利用価値が低いということで、□□さんとの売買を行いたいと。そのような内容でございます。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

1番、2番を先に説明していただいて、その後、採決をとっていきたいと思います。事務局か

ら、1番と2番について補足説明がございましたら説明してください。

○事務局：理由につきましては、今、□□委員が説明されたとおりです。

譲り受ける方の要件ですけれども、まず、1番の□□さんです。耕作状況につきましては、6,800平米では米をつくられており、3,000平米は野菜となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機を所有していると。労働力につきましては、本人一人となっております。農作業歴は23年とのこと。地域との調和要件ですが、申請地は引き続き米の作付を行う予定でありまして、周囲に支障が生じることはないと思われまます。従事日数につきましては、年間300日程度とのことでございます。

2番の□□さんにつきましては、耕作状況が5,900平米、お米をつくっておられます。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機を所有しております。労働力は、御本人と妻となっております。農作業歴は、お二人とも20年でございます。地域との調和要件ですが、申請地は引き続き野菜をつくることになっておりまして、周囲に支障が生じることはないと思われまます。農作業の従事日数につきましては、年間250日程度とのことでございます。

以上です。

○議長：今、1番と2番について、委員と事務局から説明がございました。本件について、御意見のある方の質疑を受けたいと思います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、まず、1番、2番について採決をしたいと思ひます。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに異議のない方は挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○議長：異議なしと認めまます。よって、本案は原案のとおり可決することになりました。

次に、3番に入りたいと思ひます。これは私の地域のことでござひますので、簡単ではござひまますが説明をいたしまます。

譲受人と譲渡人は親子でござひまして、ハウスをしておられます。場所は、地図をごらんいただくと、ちょっとわかりにくいのですが、□□——□□のほうですね、と高速道路の間の、下に下がっているところ。この斜線を引いてある部分で、親子で一緒につくってある。しかしながら、お父さんがもう62歳ぐらいになっておられまして、息子が中心的にやっていることござひまますので、息子に贈与したいとのことござひまます。

申請地の面積は、ここに記載のとおり、約6,000平米——約6反弱で、今、ハウスが建っております。12ページに見られるように、その横は、傾斜で左に下がっているのですが団地ができておりまして、住宅がどんどん開発されていく見込みでござひまます。

内容はそういうことですが、何か、事務局で補足することがございましたら、お願いいたします。

○事務局：申請の理由につきましては、今、議長が説明されたとおりであります。現在、息子さんが父親の農地を使用貸借で借りております。そして、国の新規就農者向けの補助金を受けている関係で、5年以内に贈与をしなくてはならないという規定がありまして、その関係で、今回、農地を贈与されることになっております。

農地の耕作状況ですが、この1万1,261平米は親子合わせての耕作面積になっております。息子の□□さんにつきましては、5,925平米の今回贈与される農地で耕作を行っております。その内訳につきましては、アスパラガスを2,658平米、キクイモなどの野菜を1,588平米、耕作しています。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機を父親と共同で利用していると。労働力については、本人、そして父親が手伝いをしているというところになっております。農作業歴につきましては3年というところですが、地域との調和要件につきましては、申請地は引き続きアスパラガスの作付を行う予定でありまして、周囲に支障が生じることはないと思われまします。従事日数につきましては、年間300日とのことでございます。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。本件について、御質疑等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、3番についての採決を行いたいと思います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に進ませてもらいます。

議案第31号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。御案内のとおり、□□委員が私用でおくれているみたいなので、もしできましたら……。

○事務局：じゃあ、もう、全部、事務局で。

○推進委員：現地確認は私も農業委員さんと一緒に行ってきましたけど、私、細かいことまで報告するつもりじゃなかったから、詳しくは聞いておりません。

○事務局：大丈夫です。

○議長：では、事務局から説明をしてくれませんか。

○事務局：では、説明をさせていただきます。

譲受人は、□□さんとなっております。□□さんは、現在、両親と子供さんと5人で賃貸アパ



一トに居住していますが、そのアパートが手狭になったために、申請地、□□において2世帯住宅を建設することになっております。

具体的な内容につきましては、15ページの地図を見ていただきたいと思うのですが、申請地と書かれているところはほぼ駐車場になるとのことです。その西側にある土地、地図では建物が2棟建っているようになっておりますけれども、この部分が現在は更地になっておりますので、そこを合わせて購入し、その部分に2世帯住宅を建築することになっております。こちらが700平米ぐらいあります。ここが崖から低い位置にありまして、崖の斜面の部分には建物が建てられないという条例がありますので、少し引いて建てるということで、この広い敷地が必要ということになっております。

農地区分につきましては、10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い第2種農地となっております。水利承諾書は無条件で添付してあります。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件に対する御質疑等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に進ませてもらいます。

議案第32号、非農地証明願に関する件を議題といたします。まず、1番について、地区担当委員の□□委員さん、よろしくお願ひします。

○委員：申請人住所・氏名、山口県下関市□□、□□。申請地の表示、□□、畑128平米。申請内容、当該地は昭和42年より傾斜地として放置のため現況は原野となっているということで、位置図でございますが、次のページですね。□□の集落の真ん中で、ちょっと説明しづらいんですが、□□、調整池の近所であるということで御理解いただきたいと思ひます。

当該地につきましては、11月の農地パトロールで、□□地区3名で現地を確認しております。原野となっているということで、孟宗竹と雑木が生えておりました。傾斜地ということでございますが、3メートルぐらいの傾斜地ですので、現状、畑として普通どおりには使えないだろうということで、証明を出しております。

以上です。

○議長：事務局、何か補足することはありますか。お願ひします。

○事務局：理由につきましては、今、□□委員が説明されたとおりです。事務局も、会長と副会長、事務局とで、12月5日に現地に行き、農地ではないということで確認をしております。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。本件について何か質疑のある方は御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に進ませてもらいます。

農政議案第16号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

所有権移転を受ける者、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。住所、福岡市中央区天神4丁目10番12号。所有権移転をする者、□□。住所、筑紫野市□□。所在地、□□。地番、□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積、1,374平米。農振区分、農用地。法律関係、売買。利用目的、水田。所有権移転の時期・対価の支払時期・引き渡しの時期については、いずれも平成30年12月25日となっております。以上、1件の所有権移転になります。

本件につきましては、推進機構が□□氏より農地の買い受けを行い、新たな担い手へのあっせんを行うものになります。

説明は以上になります。

○議長：本件に対する御質疑等ございましたら、発言願います。

(なし)

○議長：この件については、土地の利用だから3条ではないかと事務局にお話を伺いましたら、今、御案内のとおり、農地の促進法に基づく所有権の移転だからこういうふうになるんだよということで、私も理解できたような次第でございます。

では、お諮りいたします。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長：御異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することに決しました。

次に進ませてもらいます。

農政議案第17号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定に関する件を議題といたします。農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：済みません、初めに訂正がございます。3ページをごらんください。

件数18件、筆数30筆とありますが、31筆の間違いでした。訂正をお願いいたします。申しわけございませんでした。

○農政担当：一番下です。筆の計は、30筆ではなく31筆が正しいものでございます。

○農政担当：では、説明させていただきます。

1ページをごらんください。読み上げて説明とさせていただきます。

貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積、1,440平米。農振区分、農用地。利用権の種類、賃借権。利用権の内容、水稻期間借地。期間につきましては、平成30年12月11日から平成40年11月10日までの10年となっております。賃借料につきましては、10アール当たり玄米40キロとなっております。本議案につきましては、いずれも新規の案件となっております。

3ページをごらんください。

件数につきましては、18件。筆数は合計31筆の面積4万3,995平米となっております。

説明は以上でございます。

○議長：本件に対する質疑等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、お諮りいたします。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することに決しました。

以上で、予定をいたしておりました報告・議案等につきましては終了いたしました。定例会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、平成30年第12回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。